

【直営・契約医療機関の窓口負担額の変更】

三楽病院・三楽病院附属生活習慣病クリニック 関東中央病院等の直営病院の窓口負担額の変更について

前回発行の本誌冬号（No.535）でもお知らせしましたとおり、一部負担金等の自己負担限度額の変更に伴い、三楽病院・三楽病院附属生活習慣病クリニック及び関東中央病院等の直営病院の診療報酬に係る窓口負担額の上限25,000円という取扱いが平成27年3月31日で終了することになりました。

このことにより、平成27年4月診療分からは、一般の保険医療機関（病院・診療所）と同様に原則医療費の3割を窓口で負担していただくこととなります。

また、これまで三楽病院・三楽病院附属生活習慣病クリニック及び関東中央病院等の直営病院において限度額適用認定証の提示は不要でしたが、窓口負担額の変更に伴い、窓口支払額を高額療養費の自己負担限度額までにするためには、一般の保険医療機関（病院・診療所）と同じく提示が必要となります。

限度額適用認定証の交付を希望する場合は、所属所の事務担当者に申し出てください。

高額療養費の自己負担額については、前号（No.535）の12ページを参照してください。

問合せ先

窓口負担額の変更について
給付貸付課短期給付係

03-5320-6827

限度額適用認定証について
給付貸付課資格係

03-5320-6826